

一般財団法人茨城県建設技術公社 一般事業主行動計画

R6.7.2 改定

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮出来るようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 育児休業・休暇制度の利用促進

平成30年に創設した育児休業・休暇制度を紹介する「両立支援ガイドブック」などを活用し、制度の利用を促す。

目標2 年次有給休暇の取得促進

- (1)年間の1人あたり平均取得日数の目標を11日以上とし、プラスワン休暇を利用した休暇の取得を促進するとともに、業務に支障のない範囲で可能な限り連続した取得を促す。
- (2)6～10月においては、夏季休暇（5日間）と年次有給休暇を組み合わせた連続休暇の取得を促す。
- (3)取得状況については、四半期ごとに確認のうえ幹部会議において情報共有を図り、取得が進んでいない職員については各所属長から取得を促す。

目標3 適切な時間外労働時間維持のための措置の実施

- (1)職員の長時間労働に対する意識改革を促すため、時間外勤務の状況について、幹部会議において情報共有を図る。
- (2)3・6協定について、幹部職員だけでなく全ての職員に対して内容を周知する。また、毎週水曜日にノーワークデーを実施し、消灯により着実な退庁を促す。